

平成26年 6月定例会

河合町議会会議録

平成26年6月4日 開会

河合町議会

平成26年第2回（6月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（6月4日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	6
○会期の決定.....	6
○付議事件の一括提案理由の説明.....	7
○議案第27号の質疑、討論、採決.....	13
○承認第4号の質疑、討論、採決.....	15
○承認第5号の質疑、討論、採決.....	17
○承認第6号の質疑、討論、採決.....	18
○議案第26の委員会付託.....	19
○散会の宣告.....	19
○署名議員.....	21

河合町告示第6号

平成26年第2回（6月）河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年5月27日

河合町長 岡井 康徳

1 期 日 平成26年 6月 4日

2 場 所 河合町議会議場

平成 2 6 年 6 月 4 日（水曜日）

（ 第 1 号 ）

平成26年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成26年6月4日(水)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第27号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 7 議案第26号 平成26年度河合町一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 馬場千恵子 | 2番 杵本光清 |
| 3番 吉村幸訓 | 4番 岡田康則 |
| 5番 森尾和正 | 6番 池原真智子 |
| 7番 西村 潔 | 8番 疋田俊文 |
| 9番 谷本昌弘 | 10番 中尾伊佐男 |
| 11番 岡井誠也 | 12番 辻井賢治 |
| 13番 弓戸 猛 | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	藤岡和成
教育長	竹林信也	総務部長	竹田裕昭
福祉部長	中尾博幸	住民生活部長	梅本英則
まちづくり 推進部長	東正次	教育部長	井筒匠
総務部次長	澤井昭仁	総務部次長	福井敏夫
まちづくり 推進部次長	堀内伸浩	総務課長	木村光弘
税務課長	岡田昌浩	安心安全 推進課長	森嶋雅也
住民福祉課長	門口光男	福祉政策課長	辰巳環
社会福祉 協議会課長	上村豊	特命担当	山本孝典
住民生活課長	西浦清繁	環境衛生課長	斉藤幸美
まちづくり 推進課長	中山雅史	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	杉本正範	生涯学習課長	上村欣也
欠席者（1名）			
保健スポーツ 課長	梅野修治		

会議に従事した事務局職員

局長	御輿善弘	主査	堀内一憲
----	------	----	------

開会 午前10時00分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第6号をもって平成26年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成26年第2回定例会は成立しましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

元気に全員お集まりいただきまして大変ご苦労様です。本日第2回定例会を召集いたしましたところ、こうしてもう、まもなく梅雨が来ようという時に、お元気でお揃いになることを非情に幸せだと思っております。

尚、本日は議案第26号から議案第27号の2議案、承認第4号から承認第6号の3承認、報告第1号から報告第3号の3報告計8案件を上程させていただいております。後ほど副町長のほうから提案理由の説明をさせていただきます。どうぞ皆様方には慎重なるご審議をいただき御決定を賜りますことをお願い申し上げまして招集のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、3番、吉村幸訓議員、4番、岡田康則議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

5月27日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、池原真智子議会運営委員長より会期等について報告願います。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原委員長。

○6番（池原真智子） 去る5月27日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日6月4日より6月11日までの8日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案第26号・第27号の2議案、承認第4号から第6号の3承認を本日一括上程し逐条審議いたします。

報告第1号から第3号の3報告、意見書1件については、最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問につきましては、6月10日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日4日より11日までの8日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、議案第26号から第27号の2議案、承認第4号から第6号の3承認、報告第1号から第3号の3報告について、提案理由の説明を登壇の上願います。

○副町長（藤岡和成） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、副町長。

（副町長 藤岡和成 登壇）

○副町長（藤岡和成） それでは、平成26年6月定例議会に上程致されました、議案2件、承認3件、報告3件、合計8案件について、順次ご説明申し上げます。

まず議案第26号 平成26年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ180万円を追加し、予算総額を60億7,541万5,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。10ページをお開き願います。

今回の補正の内、人件費につきましては4月1日付人事異動に伴う予算の組み替えと退職による減額でございます。

次に、人件費以外についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費の企画費で、自主防災組織助成事業として180万円の増額となっております。

内容につきましては、高塚台2丁目自主防災会が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用し地域防災活動に直接必要な設備を整備する費用となっております。

次に、財政調整基金費の積立金5万円の増額につきましては、財源調整による増額となっております。

次に、32ページをお開き願います。

9款教育費、3項中学校費の中学校管理費で海外青年招致事業費として69万7,000円の増額となっております。

内容につきましては、平成24年7月採用のALT（外国語指導助手）が2年の契約を終え、帰国することによる旅費と新ALTの招致旅費等の増額補正となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

19款諸収入、4項雑入で180万円の増額となっております。

以上、歳入歳出180万円の増額補正となっております。

つづきまして、議案第 27 号 河合町税条例等の一部改正についてでございます。

このことにつきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 4 号）が、平成 26 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

今回改正致します主な内容をご説明いたします。

まず、1 点目は、法人町民税の改正でございます。

「第 23 条」の改正は、法人税法において、外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備でございます。

「第 34 条の 4」の改正は、地方法人税の創設に伴い法人税割の税率が 12.3%から 9.7%引き下げられたことに伴う規定の整備でございます。

「第 48 条」の改正は、法人税法において、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことに伴う規定の整備でございます。

「第 52 条」の改正は、法人税法において、外国法人に係る申告納付制度が規定されたことに伴う規定の整備でございます。

2 点目は、固定資産税の改正でございます。

「第 57 条・第 59 条」の改正は、固定資産税において、認定こども園の用に供する施設、小規模保育事業の用に供する施設への非課税措置を追加するものでございます。

3 点目は、軽自動車税の改正でございます。

「第 82 条」の改正は、軽自動車税の税率について、原動付自転車及び二輪車については、平成 27 年度分から税率を現行の約 1.5 倍に上げた上で、最低税額を 2,000 円に上げるものでございます。また平成 27 年度以降に新たに取得される軽四輪車等及び小型特殊自動車の税率を、自家用乗用車にあつては 1.5 倍に、その他の車両にあつては 1.25 倍にそれぞれ上げるものでございます。

さらに「附則第 16 条」の改正は、軽自動車税においてもグリーン化つまりエコカーへの買い替えの促進のため、最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車等の経年車については、平成 28 年度分から概ね 20%の重課規定を創設するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものでございます。

承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分致しましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分致しました「平成 26 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明申し上げます。

まず第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 1,341 万 5,000 円を追加し、予算総額を 60 億 7,361 万 5,000 円とするものでございます。それでは歳出からご説明を申し上げます。

8 ページをお開き願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費では 1,341 万 5,000 円の増額で、内容につきましては、この度専決処分いたしました介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算において、財源が不足することから 1,341 万 5,000 円を特別会計に繰り出しする増額補正となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開き願います。

18 款繰越金、1 項繰越金で 1,341 万 5,000 円の増額、となっております。

以上、歳入歳出 1,341 万 5,000 円の増額補正となっております。

次に、承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについてで、ございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「平成 26 年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算」についてご説明申し上げます。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 449 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 469 万 8,000 円とするものでございます。

専決処分致しました内容は、この会計の平成 25 年度決算を致しました結果、469 万 8,000 円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成 26 年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

次に、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分致しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分致しました「平成 26 年度河合町介護保険特別会計補正予算」についてご説明致します。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,585万4,000円を追加し、予算の総額を1,588万4,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明を致します。8ページをお開き願います。

2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費で3万円の減額。

5款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金で1,588万4,000円の増額で、内容につきましては、この会計の平成25年度決算を致しました結果、1,588万4,000円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成26年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

1款サービス収入、1項介護給付費収入で166万7,000円の増額。

同じく、2項予防給付費収入で18万5,000円の増額。

同じく、3項自己負担金収入で58万7,000円の増額。

2款繰入金、1項他会計繰入金で1,341万5,000円の増額で、内容につきましては、この補正予算において財源が不足することから、一般会計から1,341万5,000円を繰り入れるものでございます。

以上、歳入歳出1,585万4,000円の増額補正となっております。

次に、報告第1号 平成25年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、3月定例議会及び5月臨時議会において承認いただきました、合計4事業・予算総額3億435万5,000円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、報告第2号 平成25年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成25年度河合町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、報告するものでございます。

内容につきましては、3月定例議会において承認いただきました、合計1事業・予算総額149万9,000円の財源内訳が確定致しましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、報告第3号 平成25年度河合町土地開発公社決算及び清算期決算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

河合町土地開発公社は、平成25年12月26日付で奈良県知事より公社の解散が認可されたことにより公社は解散となっております。

その後、清算手続きを開始し「公有地の拡大の推進に関する法律」第22条の8により債権の申出をすべき旨の催告を官報に掲載致しましたが、3月24日までの2カ月間債権の申出はございませんでした。

そう言う事から、3月25日に残余財産をすべて河合町に引渡し清算は終了となりましたので、ここに報告するものでございます。

それでは、平成25年度河合町土地開発公社決算からご説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

貸借対照表についてご説明申し上げます。

こちらは解散時点で作成していることから、公社保有の資産としては現金預金である1,617万2,227円と定期預金である500万円のみとなっております。

公社保有地であった公有用地、特定土地は河合町に代物弁済で引き渡したことで0となっております。

また借入金についても代位弁済されたことで0となっております。

次に4ページの損益計算書についてご説明いたします。

左側の費用の部の事業原価及び右側の事業収益についてでございますが、こちらは代物弁済で河合町に引渡した土地の時価となっております。また時価と公社帳簿価格との差額は2億8,968万6,429円であり、これを特別損失に計上しております。

続きまして、販売費及び一般管理費5万8,890円の内訳と致しましては、役員報酬、他振込手数料、登記費用となっております。

次に事業外費用の支払利息については河合町が借入金を代位弁済するまでの借入利息となっております。右側の収益の部の事業外収益についてでございますが、受取利息は定期

の利息が 1,250 円、普通利息が 1,632 円であり、利子補給金については支払利息分を河合町から補助されている分であり、雑収益は公社保有地であった土地の使用料となっております。

特別利益の 22 億 2,261 万 644 円については債権放棄額となっております。

5 ページをお開き願います。キャッシュフロー計算書ですが、今期で 35,508 円の現金の減少となっております。こちらは昨年度に比べ公社地の一時使用の使用料収入が少なかったことや、登記料等の支出減により減少となっております。

6 ページの財産目録につきましては、解散時点の保有財産を表しており、現金預金が 1,617 万 2,227 円、定期預金は 500 万円となり、負債は 0 円であることから解散時点の保有財産は 2,117 万 2,227 円となります。

以上、平成 25 年度河合町土地開発公社決算の内容でございます。

次に、清算期決算の報告をご説明申し上げます。

17 ページをお開き願います。

平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 3 月 25 日までの期間内に取り立て、資産の処分その他の行為によって得た債権の総額についてでございます。

こちらは普通預金と定期預金の預金利息であり 2,911 円となっております。

次に、平成 25 年 12 月 27 日から平成 26 年 3 月 25 日までの期間内に債務の弁済、清算に係る費用の支払その他行為による費用の総額は 15 万 5,168 円で、内容につきましては、官報掲載料や登記手数料、振込手数料となっております。

これらにより 12 月 27 日の預金残高は普通預金、定期預金をあわせて 2,117 万 2,227 円でしたので、上記収入と支出により 3 月 25 日時点で 2,101 万 9,970 円となりましたので、この額を河合町に引き渡しております。

18 ページをお開き願います。

貸借対照表ですが、残余財産をすべて河合町に引き渡したことにより資産と右側の負債・資本合計は 0 となっております。

19 ページの損益計算書ですが、収益の部、受け取り利息 2,911 円については、預金口座の利息となっております。費用の部についてでございますが、販売費及び一般管理費として官報掲載料、登記手数料、振込手数料等を計上しており、特別損失については、残余財産の引渡し額を計上致しております。

20 ページをお開き願います。

キャッシュ・フロー計算書についてご説明致します。定期預金を解約し残余財産すべてを河合町に引き渡したことにより、最終の期末残高は0となっております。

21 ページの財産目録につきましても、河合町に引き渡したことにより0となっております。

以上、清算期河合町土地開発公社決算の内容でございます。

尚、報告第3号につきましては、去る2月25日及び5月16日に開催されました、河合町土地開発公社理事会及び清算人会で承認されておりますことを、申し添えます。

以上、8案件をご説明申し上げましたけれども、慎重なるご審議を賜りご決定頂きます事をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第3 議案第27号 河合町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 河合町の税条例の所ですけども、地方法人税が新設されたということで、河合町においては法人税がいくらか下がるということだと思いますけど、この下がる金額についてどれくらい下がるのかと言うのを教えてもらいたいのと、それと軽自動車の税金が上がるという事なんですけども河合町も他の市町村と同じように公共交通があまり整っていないと言う事で、例えば河合町でしたら王寺駅を利用される方は最終電車となりますと、単車50CCを使われる方が多いとかも含めまして今回の税金の値上げは、かなり負担になってくると思います。併せてこの自動車税の値上げについては自動車業界からの要望があって今回減税した部分があると思います。新聞でも購入すると安くなりますよ。という宣伝が大々的にされていたりと言う事で業界にとっては購入しやすいような形にして、その半面住民に対しては負担を押し付けてくると言う事で、今回4月からの消費税の増税も併せまして、住民に対する負担が大きくなるという事で、これについては反対したいと思います。

質問事項について、お答え願いたいと思います。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） 1点目の法人住民税の件に関しまして、町への影響はいくらぐらいかと言う質問でございます。この件につきましては、平成26年10月1日以降開始する事業年度から法人住民税の法人税割額の税率が9.7%言う事で、マイナス2.6%引き下げられると言う事でございます。この中で河合町におられる法人16法人おられます、その影響として出ますのが平成27年度約30万円でございます。平成28年度になりましたら全体が平準化されてきますので、マイナス1,800万の減収と言う事になります。それと、ご意見ございました、公共交通の足であると言う事でございますが、この議論につきましても、国の場で論議がされております。その中で例えば、新車を購入する時点から税率をアップすると、その経過措置として現在所有されている車に対しては現行の税率でいく。尚又、中古で購入される方についても現行の税率と言う事でございます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） 軽自動車の税金が上がる分なんですけど、この件について今日採択されたらどんな風に当事者に周知徹底されるのか教えて下さい。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） 御決定いただいた場合、広報、あるいはホームページ、来年度送る納付書にその辺に案内の通知をしていきたいと考えております。

○6番（池原真智子） 議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） じゃっかんの混乱はあると思うので、苦情を受け付ける対応をきっちりされるべきだと思うんですがいかがですか。

○税務課長（岡田昌浩） はい。

○議長（疋田俊文） 岡田課長。

○税務課長（岡田昌浩） 増税という部分については新車購入部分に対してでございます。二輪等については全体的に上がってくると言う部分で苦情についてしっかり対応してまいりたい

と思います。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第27号 河合町税条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 歳入のところの前年度の繰越金と言うところで純ってついているんですけど、純の理由を教えてくださいのと、歳出ですけれども、介護特会の所からの繰出金と言う事ですが、財源不足という説明を受けましたけどこれについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 歳入繰越金についてのご質問でございます。この繰越金の項目の中には、前年度の実質収支、実際の黒字額を予算計上させていただく純繰越金と、繰越事業の

充当財源、歳出で事業を繰越した場合に一般財源を付けて繰り越さなければなりません、その一般財源分が繰越事業充当財源なんです、その二つがあります。今の純繰越金というのは、純粹に25年度に発生する実質収支額の一部と言う事でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 歳出についてご説明します。平成26年3月末日をもってデイサービス事業を廃止したところですが、介護サービス事業勘定の平成25年度までの累積赤字額から平成26年度の介護給付収入額の歳入見込み額を差し引いた1,341万5,000円を一般会計から介護特別会計へ繰出しするための補正でございます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 1,300万円ほどの不足分って言うのは、事業を無くしていくと言う事で進めてきた中で予想されていなかったと金額って事なんですけど、それと併せて不足分を純繰越金で言うところで補填すると言う事ですね。そういう事ですね。不足分を繰越金で補填したと言う事ですよね。

○総務部次長（福井敏夫） はい。

○議長（疋田俊文） 福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 結果としてその財源、他会計繰入金というのが、特別会計への繰出金でございます。それを財源として一般会計の中では繰越金を財源とさせていただいたと言う事で繰越金を他会計繰出金へ持って行ったという形ではございません。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度河合町一般会計補正予算)については原案のとおり承認することに決定されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○1番(馬場千恵子) はい。

○議長(疋田俊文) 馬場議員。

○1番(馬場千恵子) この件については、毎年質問させてもらっているんですけども、今後の見通しについてどうかって言う、なかなか見通しも出してもらえてなくて、今後どうなるのか心配なんですけども、貸付して回収できていない部分については生活保護を受けられていたりとか、低所得の方で生活が困窮の方を対象に当初行われた事業だと思うんですけど、生活保護を受けてる方については、借入金についての免除とかは無いですよね。生活保護でも他にも借金があれば返してもらおう形で保護費から引くとかもされてるんですか。それと、その回収すべき何軒かあるんですけど1人づつについての今後の見通しの計画をどのように立てられているか、またこの事業そのものの今後どういう形で終結しようとしているのかをお伺いしたいと思います。

○住民生活課長(西浦清繁) はい。

○議長(疋田俊文) 西浦課長。

○住民生活課長(西浦清繁) 生活資金の貸付事業と言う事ですけど、低所得者に対する制度という事で貸付の方が始まっております。貸付事業においての免除というものは無いんですけども、これからの事なんですけども、回収に対して公平性の観点から徴収活動を強化し平成26年度においても徴収の方努力して行きたい。その中で債権等の整理が完了いたしました時点で特別会計の廃止の方を考えて行きたいと考えております。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） その完了というのがなかなか見えてこない状態なんですけども、限られた件数だと思うんですが、それぞれについての計画があるのかどうかというのも先ほど伺いましたと思うんですが。

○住民生活課長（西浦清繁） はい。

○議長（疋田俊文） 西浦課長。

○住民生活課長（西浦清繁） 計画と言いますと、死亡者なり行方不明・生活保護・転出・生活困窮者あわせて35件なんですけども、その中で死亡者・行方不明に対しては保証人をとっておられる方に対しては保証人にご連絡等していきたいと思っております。その他の分については、先ほど答弁いたしましたように、徴収活動を務めていきたいと思っております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算）については原案のとおり承認することに決定されました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度河合町介護保険特別会計補正予算)については原案のとおり承認することに決定されました。

◎議案第26号の委員会付託

○議長(疋田俊文) 日程第7 議案第26号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

議案第26号を総務常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長(疋田俊文) 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則